

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	
○福島県栄養士法施行細則の一部を改正する規則	三三〇
○福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則	三三三
○福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則	三三三
○福島県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	三三四
訓 令	
○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	三三四
告 示	
○一般廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件	三三四
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三三五
○県営土地改良事業計画を変更した件	三三五
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三三五
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三三六
○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	三三六
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三三六
○落札者を決定した件	三三六
福 島 県 人 事 委 員 会	
○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三三七
○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三三七
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	三三七
福 島 県 労 働 委 員 会	
○地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件	三三六
○あっせん員候補者として委嘱した件	三三六

規 則

福島県栄養士法施行細則の一部を改正する規則、福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則、福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則及び福島県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第四十五号

福島県栄養士法施行細則の一部を改正する規則

福島県栄養士法施行細則（昭和三十三年福島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式備考イの②中「若しくは住民票」や「又は住民票」に代る「事項」の次に「（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」や「（入管法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）」に代る。

第二号様式備考イ中「外国人登録証明書の写し」や「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）（入管法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）」に代る。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

（健康増進課）

福島県規則第四十六号

福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県理容師法施行細則（昭和四十四年福島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第三号備考2中「外国人登録証明書」や「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に代る。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県規則第四十七号

福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県美容師法施行細則（昭和四十四年福島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第三号備考2中「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県規則第四十八号

福島県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

福島県毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十一年福島県規則第一百号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。）に改め、同号を同条第二号とする。

第四条第二項第一号中「戸籍抄本又は外国人登録証明書の写し若しくは外国人登録済証明書を」「戸籍の抄本又は個人事項証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。））」に改める。

第一号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

「月 日生」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県毒物及び劇物取締法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第一条の規定により提出されている改正前の規則第一号様式による毒物劇物取扱者試験受験願書並びに改正前の規則第四条第二項の規定により提出されている毒物劇物取扱者試験合格証書換え交付申請書及び毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請書は、それぞれ改正後の福島県毒物及び劇物取締法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第一条の規定により提出された改正後の規則第一号様式による毒物劇物取扱者試験受験願書並びに改正後の規則第四条第二項の規定により提出された毒物劇物取扱者試験合格証書換え交付申請書及び毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請書とみなす。

（薬務課）

訓 令

福島県訓令第十九号

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表スポーツの競技力の向上を図るための指導体制の調査及び研究に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

東日本旅客鉄道株式会社常磐線の新地町内の用地取得のあつせんに関する業務に従事する職員	相馬郡新地町谷地小屋字種掛田三〇番地（新地町）	東日本旅客鉄道株式会社常磐線の復旧に係る新地町内の用地取得のあつせんに関すること。
--	-------------------------	---

附 則

この訓令は、平成二十四年七月九日から施行する。

（行政経営課）

告 示

福島県告示第三百三十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第八条第二項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があつたので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び法第八条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十四年七月六日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
環境大臣 細野 豪志

- 二 東京都千代田区霞が関一丁目二番二号
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 福島県相馬市光陽二丁目一番一号
- 一般廃棄物処理施設の種類

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

災害廃棄物

五 申請年月日

平成二十四年七月二日

- 六 縦覧場所
- 1 福島県相馬市地方振興局民環境部環境課
- 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
- 2 相馬市民生部生活環境課
- 福島県相馬市中村字大手先十三番地
- 3 新地町民課
- 福島県相馬郡新地町谷地小屋字榎掛田三十番地

（一般廃棄物課）

福島県告示第三百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見は平成二十四年七月六日から同年八月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- J R郡山市民市場 福島県郡山市燧田百九十五番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項
- 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十九年二月一日経済産業省告示十六号）の規程を考慮し、また実際の駐車場の利用状況を踏まえた駐車場台数を確保していますが、来客ピーク時の時間帯など、車両通行が混雑する場合は、誘導員等を配置し車両誘導を行い、混雑解消を図るようお願いいたします。
- 2 その他の事項
- 収容台数の減少により、休日等駐車場利用ピーク時の入庫待ちの車両の増加によるアイドリング音及び排気ガス量の増加が懸念されます。誘導員の配置など周辺環境への影響軽減に配慮してください。

また、今回の変更（駐車場の収容台数）に伴い、駐車場法第十二条、第十三条の規定に基づく、路外駐車場の変更届及び管理規程の変更届が必要となります。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大沢入地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
- 平成二十四年七月九日から
- （二十二日間）
- 月三十日まで
- 三 縦覧の場所
- 会津坂下町役場及び会津美里町役場

（農村計画課）

公 告

公告第百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
- 平成二十四年六月二十五日
- 二 名称
- N P O 法人福島こども応援団
- 三 代表者の氏名
- 樽川 桂子
- 四 主たる事務所の所在地
- 福島県福島市沖高字東原一番地の十五
- 五 定款に記載された目的
- この法人は東日本大震災により、地震、津波、原発事故により被害を受けた福島県の創造的復興を目指し、次世代を担う子ども達、及び青少年を安心、安全、健やかに育成させることを目的とする。それに伴い、子ども及び青少年の遊び・スポーツ・未来教育・食育・文化・農業・伝統などを総合的に学習できる体験型施設を造る。具体

的な取組みを官民一体となって推進すると共に、国内外に向けて復興の成果を発信する。もって福島県における発展に寄与し、世界に誇れる故郷福島で、子ども達の健全な育成を図る事を目的とする。

(文化振興課)

公告第百八十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人福島・伊達精神障害福祉会

代表者の氏名

相澤 與一

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市五月町一番十五号陽光社ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障害者とその家族の精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十四年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル本宮館町店 福島県本宮市本宮字館町二百二番地

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

千五百五十一平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成二十三年十一月二十四日

五 届出年月日

平成二十四年六月二十日

六 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

公告第百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第188号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年7月6日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福島県全戸配布広報誌「うつくしまゆめだより」の印刷製本業務 67,200,000ページ (年6回総ページ数96ページ 1回当たり700,000部)

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成24年4月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11

5 落札金額

1ページ当たり0.39円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成24年3月16日

福島県人事委員会

(人利用度課)

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年七月六日

福島県人事委員会規則第十三号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

福島県人事委員会
委員長 大須賀 美智子

別表喜多方市の項中「議会事務局 事務局長」を「議会事務局 事務局長 参事」に改め、同表田村市の項中「文化センター 館長」を「文化センター 館長」に改め、同表南相馬市の項中「公室長 部長」を「部長 理事」に、「課長 行政改革推進室長」を「課長」に、「事務局長 理事」を「事務局長」に、「中央図書館 館長」を「中央図書館 館長」に改め、同表伊達市の項中「部長 次長 課長」を「直轄理事 部長 次長 課長 室長」に、「総合支所 総合支所長 副総合支所長」を「総合支所 総合支所長 副総合支所長」に、「総合支所 総合支所長 副総合支所長」を「総合支所 総合支所長 副総合支所長」に改め、同表本宮市の項中「福祉事務所長 局長」を「福祉事務所長 放射能除染・モニタリングセンター所長」に、「本宮市民元氣いきいき応援プラザ所長」を「えぼか所長」に改め、同表伊達郡桑折町の項中「町長部局 課長」を「町長部局 課長 室長」に改め、同表耶麻郡磐梯町の項中「教育委員会事務局 次長 課長 室長」を「教育委員会事務局 次長 課長 室長」に改め、同表耶麻郡北塩原村の項中「村長部局 課長」を「議会事務局 事務局長 課長」に改め、同表大沼郡会津美里町の項中「農業委員会事務局 事務局長 支所」を「農業委員会事務局 事務局長 支所長」に改め、同表東白川郡棚倉町の項中「課長 室長」を「課長 室長」に改め、同表東白川郡塙町の項中「老人ホーム 園長」を「農業委員会事務局 事務局長」に改め、同表石川郡古殿町の項中「町長部局 課長 次長」を「町

長部局 課長 次長 健康管理センター所長
計管理者部局 会計管理者
に改め、同表双葉郡浪江町の項中

「教育委員会事務局 課長」を「教育委員会事務局 教育次長」に改め、同表伊達市国見町大枝小学校組合の項、田島下郷町衛生組合の項及び西白河地方衛生処理一部事務組合の項を削り、同表白河地方広域市町村圏整備組合の項中「事務局次長」を「事務局次長 課長」に改め、西部環境衛生組合の項を次のように改める。
南会津地方環境衛生組合 管理者部局 事務局長 事務局次長 課長

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年七月六日

福島県人事委員会
委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十四号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「副所長 部長」を「副所長 部長 出張所長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年七月六日

福島県人事委員会
委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十五号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「機関は」の下に、「生活環境部生活環境総室」を加える。

附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

(採用給与課)

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成二十三年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

平成二十四年七月六日

福島県労働委員会

会長 新 開 文 雄

- 一 地方公営企業の名称 いわき市立総合磐城共立病院
- 二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
総合磐城共立病院	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、医療技術部長、医療情報管理部長、地域医療連携室長、副診療局長、薬局長、事務局長、事務局次長、看護部長、総務課長、管財課長、医事課長、病院建設室長、統括主幹、副看護部長、総務課長補佐、医事課長補佐、財政経営係長、総務係長、職員係長、企画係長、事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者
磐城共立高等看護学院	学院長、事務長、教務主任

四 認定年月日 平成二十四年六月十二日

(審査調整課)

公告第二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は次のとおりである。

平成二十四年七月六日

福島県労働委員会

会長 新 開 文 雄

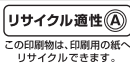
氏名	現職	前職	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員	国立福島大学経済学部	平成24年6月26日
	国立大学法人福島大学経済経	教授	

今野 明子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		同
新開 文雄	福島県労働委員会公益委員 弁護士	国立大学法人福島大学 経済経営学類教授	同
箱木 禮子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学 名誉教授		同
平石 典生	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
石原 浩二	福島県労働委員会福島県本部 委員	日本労働組合総連合会 福島県連合会副事務局長	同
国分しのぶ	福島県労働委員会労働者委員 電機連合三菱電機労働組合 山支部副執行委員長	電機連合三菱電機労働 組合山支部執行委員	同
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟福島県支部 長	UIゼンセン同盟埼玉 県支部長	同
田母神正広	福島県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合 会福島県連合会執行委員長	全日本運輸産業労働組 合連合会福島県支部書 記長	同
横山まゆみ	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 連合会男女平等推進委員会副 委員長	JAM中央女性協議会 幹事	同
唐橋幸市郎	福島県労働委員会使用者委員 ほまれ酒造株式会社代表取締役 会長	ほまれ酒造株式会社代 表取締役社長	同
北川 美和	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事	福島県中部経営者協会 専務理事	同

佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会理事	福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長	同
豊田 和夫	福島県労働委員会使用者委員 常磐興産株式会社常務取締役 社長室長	常磐港運株式会社代表取締役社長	同
森岡 幸江	福島県労働委員会使用者委員 株式会社辰巳屋代表取締役社長	株式会社辰巳屋専務取締役	同
鈴木千賀子	福島県労働委員会事務局次長	福島県県北地方振興局長兼復興支援・地域連携室長	平成24年4月24日
岸波 靖彦	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県立博物館副館長	同
櫻村 豊	福島県労働委員会事務局審査調整課主幹兼副課長	福島県農林水産部畜産課主幹兼副課長	同
千葉 勇二	福島県県北地方振興局企画商工部長兼復興支援・地域連携室主幹	福島県商工労働部産業人材育成課主幹兼副課長	同
山ノ内 誠	福島県県中地方振興局企画商工部長兼復興支援・地域連携室主幹	福島県出納局入札用度課主幹兼副課長	同
佐賀 勝	福島県県南地方振興局次長兼復興支援・地域連携室副室長 兼企画商工部長	福島県商工労働部参事兼観光交流局観光交流課長	同
安達 豪希	福島県会津地方振興局企画商工部長兼復興支援・地域連携室主幹	福島県病院局主幹兼病院総務課副課長	平成23年6月28日
鈴木 一夫	福島県南会津地方振興局次長兼復興支援・地域連携室副室長 兼企画商工部長	福島県総務部文書法務課長	平成24年4月24日
岡部 隆	福島県相双地方振興局次長兼復興支援・地域連携室副室長	福島県総務部文書法務課長	平成23年6月28日

須賀 正弘	兼企画商工部長 福島県いわき地方振興局次長 兼復興支援・地域連携室副室長 兼企画商工部長	福島県保健福祉部高齢福祉課長	平成24年4月24日
-------	---	----------------	------------

(海城羅線)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行所 福 島 県 報 株式会社 第一印刷